

広島県告示第六百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成十九年六月一日認可した。

平成十九年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

可愛川漁業協同組合

2 住所

山県郡北広島町川井七二二番一号

二 免許番号

内水共第二十四号、内水共第二十五号、内水共第二十六号、内水共第二十七号、内水共第二十八号及び内水共第二十九号

三 変更の内容

第三条として、新たに「遊漁者は、遊漁を行うに際して、舟を使用してはならない。」を加えるとともに、第四条以下を一条ずつ繰り下げる。

第七条第三項第二号から第二十一号を削り、新たに第二号として「その他組合の指定する場所」を加える。

附則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。